

## 「計画通知」案件に関する事前相談の開始について

令和6年6月19日に改正建築基準法が公布され、当該改正により同法第18条で定める国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（いわゆる「計画通知」の対象建築物）に対する審査・検査等が指定確認検査機関でも実施することが可能となりました。

上記を受けて、当財団では「計画通知」案件に関する事前相談の受付を開始することとなりましたので、下記の通りご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 事前相談対象業務

「計画通知」案件に関する業務

#### 2. 事前相談開始日

令和6年8月1日

#### 3. 留意事項

本業務の取り扱いは、改正建築基準法施行後、国に認可されてからの開始となります。業務の開始時期を審査員にご確認ください。


#### 4. 参考イメージ

<改正建築基準法施行前>

○建築主の種類によって、建築物を審査・検査等できる主体が異なる。

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村(計画通知)	民間(建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	×	○


※計画通知：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。



<施行後>

○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物についても、**指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。**

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村(計画通知)	民間(建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	○	○



出典：内閣府「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要」

#### 問合せ先・相談窓口

本部 確認検査部業務課：03-5283-0469（担当：高橋、西村）

大阪事務所 事業課：06-6264-7731（担当：平岡、富田）

